

(地 I 258)

平成 27 年 12 月 25 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

鈴 木 邦 彦

医療機関等におけるノロウイルスの院内感染予防対策の徹底について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局地域医療計画課より各都道府県等衛生主管部(局)院内感染対策主管課宛に標記の事務連絡が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

ノロウイルスによる感染性胃腸炎については、「感染性胃腸炎の流行に伴うノロウイルスの感染予防対策の啓発について」(平成 27 年 10 月 27 日付 (地 III 145F)) を貴会宛にお送りしております。

本事務連絡では、院内感染対策に関しては、「医療機関等における院内感染対策について」(平成 27 年 1 月 13 日付 (地 I 228)) にて貴会宛に送付済み。)等を参考にしての感染予防対策の周知徹底が求められております。また、医療機関等で院内感染によるノロウイルスの集団感染を疑う場合や、院内感染との因果関係が否定できない死亡事例が発生した場合は、速やかに管轄保健所に報告し、支援を受けることについて周知を依頼するものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴会管下関係医療機関等への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成27年12月24日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

医療機関等におけるノロウイルスの院内感染予防対策の徹底について

標記について、別添（写）のとおり各都道府県等衛生主管部（局）院内感染対策主管課あて送付しましたので、その趣旨を御了知いただき、傘下会員に対する周知方よろしくお願いいたします。



事務連絡
平成27年12月22日

各〔都道府県
保健所設置市〕衛生主管部（局）
〔特別区〕 院内感染対策主管課 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

医療機関等におけるノロウイルスの院内感染予防対策の徹底について

感染性胃腸炎については、例年、今月中旬にピークになる傾向であり、特にノロウイルスによる感染性胃腸炎に注意が必要になります。

これについては、「感染性胃腸炎の流行に伴うノロウイルスの感染予防対策の啓発について」（平成27年10月23日厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課事務連絡）により、感染予防対策の啓発について通知されているところです。

貴部局におかれましては、「医療機関等における院内感染対策について」（平成26年12月19日医政地発1219第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。）等を参考に、所管の医療機関等に対し、更なる手洗いの徹底や、糞便・吐物の適切な処理等の感染予防対策について重ねて周知徹底するとともに、医療機関等に対し、院内感染によるノロウイルスの集団感染を疑う場合や、院内感染との因果関係が否定できない死亡事例が発生した場合は、速やかに管轄保健所に報告し、支援を受けるよう周知をお願い致します。

また、院内感染対策担当部局におかれましては、感染症対策担当部局と連携を図りながら対処のほど、お願い致します。なお、所管の医療機関等においてノロウイルスに関する報道発表等を行う場合には、当課に情報提供をお願い致します。

(参考)

○ノロウイルス検出状況2015/16シーズン（国立感染症研究所）

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/iasr-noro.html>

○ノロウイルスに関するQ&A（最終改定：平成27年6月30日）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html

(問い合わせ先)

厚生労働省医政局地域医療計画課

課長 補佐 山本

医療監視専門官 宮崎・都竹

直通電話 03-3595-2194

F A X 03-3503-8562